

明治初期の小田原藩藩政改革について

元石川高校 岩崎 孝和

問題の所在

(1) 廃藩置県までの過程をどう捉えるか

高校日本史で扱う明治二(一八六九)年の版籍奉還から明治四年七月の「廃藩置県」の過程は、明治新政府が中央集権体制づくりを進めていく過程として捉えられている。しかし、これを画一的に扱うと、その後の土族反乱や農民一揆の頻発、そして自由民権運動興隆へとという歴史の流れが説明しきれない危惧がある。

現行の『高等学校学習指導要領解説 地理歴史編』の第4節日本史B(5)近代日本の形成とアジアでは、「その結果発足した新政府により行われた諸制度の改革や富国強兵・殖産興業政策について、欧米列強とのかかわりに着目して政治、外交、経済など様々な側面から考察させる。また、これらの一連の近代化政策が、国民に世界への窓を開き、近代への覚醒をもたらした「ことにも気付かせる」とあるが、この視点には、近代化の推進が「新政府により行われた」として、政府側からのみの視点しか捉えられていない。つまり、近代化は上からの一方的政策のみで捉えているのである。地域からの視点が見られない。日本の近代化には、上記の面も見られるが、日本各地での維新の改革には、その地域の歴史過程を見据えての近代化があることを、しっかり教えていかねばならないことを意識して授業に望む必要があるのではないか。

この点に焦点を当てて、地域から捉え直す日本の近代化の一端を、神奈川県西部の小田原地域を中心に考察していきたい。

(2) 神奈川県の県域確定のプロセス

明治新政府が、明治二(一八六九)年の版籍奉還から翌年九月の「藩制」改革の布告、そして明治四年七月の「廃藩置県」詔書の発布という地方制度整備をはかる段階で、小田原藩は、藩存亡の危機から藩政改革という厳しい政治状況下に置かれた。

廃藩置県により相州旧小田原藩領域は小田原県となり、さらに、廃藩置県の四ヶ月後の明治四年十一月一日には、小田原県・荻野山中県・葦山県が廃されて、足柄県が設置され小田原町に県庁が置かれた。その後、明治九(一八七六)年四月には、足柄県が廃止され、相模国足柄上・下郡、大住郡、淘綾郡、愛甲郡、津久井郡は神奈川県下の管轄下に置かれ、伊豆国は静岡県管下に移された。

こうした地方行政区画の整備の過程において小田原を中心とする神奈川県西地域には独自の政治的風土が醸成されていた。

(3) 本報告の視点

本報告では、廃藩置県までの小田原藩の藩政改革を通して、藩政に対する藩領民衆の動向をとらえ、この地域独自の政治的風土醸成と地方行政志向の発端を探り、それが、明治前期の地方行政や自由民権運動となって展開していく要因を探る。

一、小田原藩存亡の危機

藩政に対する領民の対応を、維新の動乱からみていくと、小田原藩は戊辰戦争に際して、慶応四年五月、ごく短日ではあるが、新政府側から離反し、徳川将軍家救済を唱える旧幕府遊撃隊①と行動をともにし、大総督府派遣の豆相軍監②一名を殺害するという事態を引き起こした。小田原藩の藩論は、すぐに新政府側に復帰するが、

新政府Ⅱ東征大総督府は、小田原藩問責のため問罪使を派遣し、五月二五日、藩主大久保忠礼ただあやの官位剥奪・城地没収の処分を下した。小田原藩側は、これを受け入れ藩主大久保忠礼ただあやは小田原町本原寺に謹慎した。また、総督府からの許しを得て旧幕府遊撃隊を追撃し、箱根湯本の手前山崎付近で激戦を展開し(箱根山崎の戦い)、遊撃隊を撃退した。

この出来事はその後の藩政を大きく左右し、小田原藩と藩領民衆の明治維新は、この事態から出発していくのである。

小田原藩は、五月以降、東征大総督府の軍政下におかれた。そうした状況下で、藩内では、藩主大久保忠礼ただあやへの寛大なる処分と藩存続を願う運動③が起こる。六月に入り、三日に小田原宿「東海道小田原宿役人共一同」が市中の惣代として、藩主大久保忠礼ただあやへの「御寛大之御沙汰」を求める歎願書をまとめ、大総督府参謀宛に提出した。また七日ごろには、領内寺院の願出を請けた藤沢の清浄光寺の役僧が、小田原に向き大総督府参謀に嘆願書を差し出している。さらに、藤沢遊行寺の遊行上人が江戸に向き大総督府の問罪使穂波経度ほなみのりや政府首脳さねともの三条実美・岩倉具視いわたらにも歎願をしている。

七月に入ると、小田原宿が再度の歎願書を差出し、小田原藩士も家中一同にて小田原に駐留している津藩家老に嘆願書を差出した。

この間、大総督府唐派遣され小田原藩領域統治にあたっていた河田佐久馬かわださくま(鳥取藩参謀と三雲為一郎(佐土原藩)豆相軍監に替わり、莚山県の安永又吉が軍監として小田原に赴任し、小田原藩は莚山代官の管轄下に置かれた。

藩内での藩主寛大処分歎願の運動は、藩領内全域にも及んだようである。現在の足柄上郡山北町神繩の山崎家に遺された古文書の中に、慶応四年六月、神繩村の名主佐次兵衛が江川代官手付き富沢庄右衛門に宛てて出されようとした古文書④には、「先般加賀守中恭順謹慎罷在候、領内農民一同より申出候者、天正度以来加賀守之撫育ヲ受相続罷在義ニ付、何卒此上御寛大之奉承御沙汰段其御筋様江奉御歎願候」とあり、その内容は、領内農民が藩主大久保加賀守忠礼への寛大なる処分を求める歎願である。この文書の差出しには、「慶応四年辰六月 加賀守領分郡中上下 相州何村 誰印：」「西山家組合取メ(しま)り神繩村佐次兵衛(脱カ)」とあり、歎願書の雛形文を書留めたものようである。この記述から領内農民の歎願は「西山家組合」など組合村ごとに展開された可能性がある。小田原藩領内は城付地とされる足柄上下・大住・津久井・洵綾郡から伊豆・駿河国の小田原藩領分を、行政上、東筋・中筋・西筋に区分し、筋ごとにいくつかの組合村が組織されていた。そうした組織を通じて歎願書が出されようとしたらしい。次に、宛先であるが、「富沢庄右衛門」とある。この人物は幕府伊豆莚山代官江川英武の手付(手代Ⅱ代官所下級役人)である。この当時、江川代官は大総督府より東海道品川宿から小田原宿までの兵食の賄いと人馬調達を命じられており、富沢はそのために小田原に在駐していた。そうした関係で、町や領内からの歎願を軍監に取り次いだのであろう。領内農民たちの藩主寛大処分を求める歎願が、実際になされたかは不明であるが、藩士のみでなく広く小田原藩領内に展開されていた可能性はあり、少なくとも藩領農民にも藩主寛大処分と藩存続を求める動きが存在していた。それは従来からの領主と領民の絆だけでは捉え切れないものがある

のではないか。

二、小田原藩の「藩制改革」

明治新政府の小田原藩への正式処分は、九月二十七日、藩主に言い渡された。それは、藩石高の三万八千石減封処分、藩主忠礼の永蟄居えいちきょであった。しかし、大久保家の継嗣は許され、小田原藩の支藩荻野山中藩主大久保教義の長男岩丸が選ばれ、一〇月二日に新政府より承認され藩主の継嗣養子となった。岩丸は、まだ一歳の少年であったが大久保家を相続し、領地七万五千石を受継いだ。そして八日には、名を忠良ただよしと改めた。

(1) 軍政下から藩政復帰まで

維新の最初の段階で、大総督府から藩主の「官位剥奪・城地没収」の処分を受けた小田原藩は、慶応四年五月以降、東征大総督府の統治下にあった。統治の任にあつたのは大総督府参謀河田佐久馬(鳥取藩)と伊豆・相模の統治するため派遣された豆相軍監である三雲為一郎(佐土原藩)で、七月ごろ安永又吉(葦山県)と交代した。

その豆相軍監が、管轄下村々に「達書」⑤を出した。これは、一カ条あるいは一ニカ条にわたって施政方針が示されたもので、軍監の命令や朝廷からの触達の遵守じゆんしゆすること、脱走者(旧幕府兵)取り締まり・治安維持などが記されている。

八月に入り、小田原藩は葦山知県事江川英武のもとにおかれ、附属として小田原城監察局が設けられ、安永又吉が監察となり小田原城に詰め、八・九月に「被仰渡候御ケ条」⑥を出した。それには、金銭貸借の取扱いに関する規定、支配が葦山知県事管轄下となること、

法令遵守のことなどが記されており、この別紙では一ニカ条にわたり村役人の心得・治安の維持・質素儉約など事細かに記されている。

その中でも、「同日同村に世を渡り候もの互いに救合候義、人たるの道にて候えば、何事も相談致し常々たしむべし」とか、御一新にあたり「旧幣を一洗致、小前之者共手本と相成候様相心得」など村役人らの有り様を正していることや、「以来役成之儀は一宿一村限り、百姓共入札之撰挙を以其用役を可申付事」と村役人を村民選挙で選ぶことまで申し付けていることなどは、葦山知県事の改革の方向を示す内容でもあり興味深い。

(2) 藩政復帰と「藩制改革」

明治新政府は、一〇月二十八日、「藩治職制」を制定し、全国諸藩に藩役職統一など職制の基準を示し制度改革を指示した。小田原でも、一〇月一四日、小田原城が大久保家に引き渡され、安永監察らが小田原を引き払った。このころに、小田原藩領は小田原藩の統治に復したと思われる。

そして「藩治職制」に従い明治二年以降、藩は本格的な藩政改革に着手していった。「藩治職制」の目的は、府藩県の三治制であってもその組織やシステムに統一性をもたせ、三治を実質的に均一化し、政府管轄のものとの地方統治機関として機能させることにあり、諸藩に封建的な藩制の改革をせまり、地方統治機関として組織・機能することを課していった。

小田原藩においても、明治二年二月ごろから藩の職制・兵制・禄制・藩校組織の改革⑦が進められた。行政改革は当然民生面にも及び、六月、それまでの地方役所じかたやくしよ(じかたやくしよ)が郡政局と改称さ

れ、それにともない追々人事交替も行なわれた。さらに、一〇月には社寺・市政・郡政の各局が一つとなつて民政局とし、役所を民政役所、職員を民政掛りと呼び、村方・町方の民政全般を担当した。

(3) 藩専売制への抵抗

また六月には、それまでの藩の国産方が廃止され、生産方が設置された。生産方では、炭・薪はじめ領内山・海産物の一手買入れから専売制、櫛はせや漆うるしなどの栽培を試みようとした。八月、藩生産方では藩大参事の名で、炭の一手買入れについての達書を出した。それには「此度富国強兵之御趣意」⑧と藩財政再建と兵制など藩政改革のため、炭の一手買入れと売さばきを企画し、九月から実施する旨を達している。

これに対して、藩内の山北地域など西山家組合では、専売制に強く反対し嘆願運動を展開した。その運動は、まず、足柄上郡都夫良野岩本家文書の中の「覚」⑨と記されたもので、その内容は、都夫良野村において小前農民たちが、「近來違作打続難法」「炭貫目改につき難儀」「売品下直、買品高直、難法」などとなえて集会を開き、村役人がその集会趣旨を簡条書きして西山家組合取締の神繩かみなわ村名主山崎佐治平に報告したものである。

山崎佐治平は、こうした小前農民の訴えや農民たちの困窮の様相を見て、一〇月二五日、「一御領分西山家組合取締役神繩村名主佐治兵衛□申上候、今般御改正二付、生産方御取立被遊所□貫目改め相成、広小路御会所にて一手二御買□被為成、…」と云う文章で始まる様に長文の嘆願書を郡政局に提出した。その内容は、炭の専売・一手買入れによる農民達の窮状を書き連ね、組合内の重立者が協

力して五百両を生産方に上納する見返りとして、炭の一手買入れ猶予と仲買廃止などを嘆願した。この結末は、「仲買廃止」「諸品勝手売に相成…」とある。佐治平たちの運動が、功を奏したのである。

この出来事は、村の農民と村の管理運営にあたる村名主など村落指導者が一体となり、自分たちの生活を守るために団結し意見を述べて藩政の是正を迫った運動であった。藩の改革が現実の自分たちの生活に適合しない場合、農民たちが自分たちの社会や生活を守る抜こうとして起こした行動であった。こうした行動が、その後村落指導者層に如何なる影響を与えたか。次に、藩政改革の推移と領民側の対応を見ていく。

三. 小田原藩の廃藩と小田原県設置

(1) 版籍奉還と「藩規則」

明治二年六月、藩主大久保忠良は版籍奉還を許可され改めて小田原藩知事に任じられ、「華族」に列せられたことを領民に布達した。いわゆる「版籍奉還」である。

さらに翌明治三(一八七〇)年九月一〇日、明治政府は「藩制の釐革りかく(りかく)」「太政官日誌」を布達し、藩を現実の収納高で大中小に分別し、藩知事以下の職員や家禄を定めるなど、諸藩に強く改革を指示した。小田原藩はこの時二万石余の小藩にされている。これをうけて、藩知事大久保忠良は一〇月一九日付で直書を下し、家臣の班席を廃止して士族と卒に分けること、職員の等級改正を申し渡した。十一月七日にはあらためて直書とその趣旨を現わした「御張紙」が出され、「藩制改革」の詳細が示された。

こうした改革をうけて、藩は領内村々には「藩規則」⑩が出した。その内容は、「御改正之趣意、市・在共ともあななく普貫徹一途に体認」と改正を領民全体で為すべきことを述べ、差しあたり、物成割付ものなりわりつけを翌春とすることや、宗門改の廻村を無くすこと、役向きへの贈答や馳走の禁止など、村々に関係する事柄の改正を指示したものである。

藩ではさらに、一月一日、「御規則」⑩を村々役人・百姓および組合取締に申渡し、朝廷の布告を遵守し、御改正の趣旨を奉ずるよう心掛けることなどが記され、村役人給料規定・大川（酒匂川など）堤防組合設立・身持ち宜しからざる者を申出ること・孝人奇特人の褒賞など二十五カ条にわたり指示している。

この「御規則」を受けて、足柄上郡谷ヶ村では、明治四（一八七二）年一月二〇日付けの「郷中規則」⑩が記され、最初に名主以下村役人の給料を定め、ついで質素儉約について、最後に村々の合併や分村にも言及している。

（2）自治的側面強化の要求

一二月五日小田原藩領内の三筋（中筋・西筋・東筋）の取締役は、「藩制改革」で設置された民政局に「願書」⑩を提出した。その内容は、（1）組合取締役の他に惣代一名の選出し、その給料は組合割とする、（2）取締役給料は組合割りとする、（3）名主給料を明確に取り決めること、（4）郷宿（農民が公務や訴訟で小田原に来たとき利用する公事宿のこと）を八軒とすること、（5）年始の祝儀は組合総代が民政掛り宅を廻ること、（6）農間大工や木挽・桶工などの職人は村役人限りの支配とし、組合取締役を通して藩の御用を勤めること、（7）酒・醬油・濁酒造りも村役人限りの差配とする、（8）麴渡世・菓子

渡世は認可制とすること、など8カ条にわたっている。

これは、組合取締役の給料は従来藩から与えられていたのを組合割りにすることや、新たに惣代名主を置くこと、村役人の統制を強めることなど、明らかに農民側の自治を強化を意図したものである。これに対して、藩側は二月に回答⑩し、（1）については基本的に拒否、訴願などの為の集会を見合わせる、村役人給料については見込を立て伺いすること、村役人員数は、名主・百姓代は1人ずつ、組頭は村高四百石以下は一人、九九石以下二人、千石以上は三人とした。さらに翌年正月には詳細にわたる回答しており、村役人員数・選出法、取締役や村役人給料、郷宿など村むらと藩との交渉に関わる問題、田畑・山林の質地請け戻しに関わることなどで、幕末期以来の政治・社会の動揺に対処し村や地域を維持管理してきた村役人クラスの村落指導者達の要求してきた事柄に対して、概ね組合や村方の自治的側面を制限するものといえる。

明治四年二月、この藩側の回答を受けて、足柄上郡川西村では、すきま透間・大蔵野・諸淵・峰の小名にも村役人が置かれてきた

が、藩側の回答が実施されると、透間では村政を担うべき者がいなくなるので、透間の村民は川西村や神縄・都夫良野村に訴えた。そこで、川西村では名主が藩側と交渉し、当面組頭を一人を増やすことで妥協を図り、透間側を説得⑩した。

このように、藩政改革において農民との間にあつて、村政や地域の行政に深く関わる村落指導者クラスの存在は、より重要性を増してきた。

（3）小田原藩の廃藩と小田原県設置

先の「御規則」では、災害の時の難民や貧民・困窮民を救済するための備荒貯蓄制度である義倉の取り立てについても述べられている。その実施にあたり明治四年三月二五日には義倉局が設立され、「義倉局取扱大意」が令達された。義倉局設置の資金は、藩知事よりの三百両、天守閣など城郭の払い下げ金から千両、民政局より三千両、総計四千三百両を会計局に預けその利金をもって義倉局の運営にあて、領民から軒別三文宛徴収して日々積み立てることとしている。取り敢ずは急難者の救済から取掛かることや、本立金が一万両となったときには、十両宛百本の籤を用意して割戻すことなどを定めている。

このように、小田原藩では藩職制・兵制・藩校の改革、家臣俸禄減給などから、藩専売制・備荒貯蓄制度・行政組織などの民政全般まで多岐にわたったの改革が試みられた。しかし、本論で述べてきた様に、ことに民政や財政改革の推進には各村むらにいる村落指導者の存在を無視出来ない状況があり、また、改革の諸策を受ける村落指導者をはじめとする農民側の動向も自分たちの意向や要求を実現させるべく行動している。ここに、地域からの近代化を推進していく土壌があったのではないだろうか。

明治政府のめざすところは、天皇を中心とする強力な中央集権国家をつくることにあり、具体的には、封建制遺構である藩という地方分権的行政組織を廃し、県による全国画一的な統治を実現することであった。

明治四年七月一七日、明治政府は「廃藩置県」の詔書を発した。諸藩には事前に何の通告も為されていなかった。その詔書^⑥には、「内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ万国ト対峙セント欲セバ、宜ク名実相副ヒ、政令一二帰セシムベシ」とあり、国内の安定と欧米列強との対

峙の為であることを述べている。これにより、藩は廃され、藩知事も罷免され、政府より派遣の県令・府知事が地方を納める体制がつけられ、全国に三府三〇二県が設置された。

これにより、小田原藩は無くなり、小田原県となった。藩知事大久保忠良は罷免され、県は旧大参事の久保忠重に一時預かりされた。八月、小田原を離れるに当たり旧藩主である忠礼・忠良は連名で直書を出し、廃藩置県の意味や、藩地を離れる感慨、士族・民庶への言葉を残している。

明治二年以来、続けてきた藩政改革も中断することとなった。しかし、維新の変革は村むらの村落指導者クラスの人びとの急激な意識改革を促すこととなった。藩政改革に直面して、藩との利害から自分たちの言い分を主張し、改革の是正をせまり、村や地域の利害を守り抜く気概が見受けられる。これらの人びとから、次代を担う意識が培われ、新たな改革を萌芽させていった。

以上、慶応四年から廃藩置県に至る歴史プロセスを小田原藩の動向を通して見てきた。廃藩置県に至るまでの小田原地域の動向には、その後のこの地域の活動を規定していく様々な要因が伺える。それは、この地域の近代における地域的独自性の萌芽なのではないか。

四. むすびにかえて

地域の歴史と高校教科書に書かれている日本史とは、全てに関係しているとは云えない。しかし、丹念に地域の歴史を掘り起こしていくことが、日本史全体を理解していく上でも重要な要素である。日本の近代化と云っても、政府の施策か法令のみではなく、それぞれの地域で、その地域の人々がどのように捉え対応・行動したを理

解させて置かなければ、日本の近代を正しく理解できないのではないのか。

二〇〇八年二月、県教育委員会は、県立高校での「日本史」必修化を打ち出し、「郷土史」「近現代史」を新設、二〇一三年度までに日本史A・Bとともに一科目の履修を義務づけることになった。今何故日本史必修なのか、教育長のコメントには、「自分を大事にし、他人への思いやりの心を育てていくため、世界に自国のことをきちんと説明できる人材を輩出するため、郷土や日本の歴史、伝統をすることは大事だと考えた」「県立高校の生徒の約3割、1万人が自国の歴史を学ばないまま卒業している現状が、心にひっかかっていた。新指導要領で、日本史が必修にならなかったことが決まり、これが果たして時代の要求に合った、民意を反映したものなのか疑問を持った」とある。指導要領で日本史必修にならなかったから、生徒たちが「世界に自国のことをきちんと説明できる人材」となることを目的に郷土と日本の歴史を学ばせると云うことであろう。

しかし、現実には日本史を暗記物科目として不得意科目にあげる生徒が多い。また、日本の歴史を話題にする家庭は少ない。これは、受験や資格を取るとか学んで即役立つ学問への偏重や、知識や教養を軽んじる風潮が社会にあるためだと推察する。そうした状況にあつて、郷土や日本の歴史を学ばせるといふことの大切さを理解させていくのは、困難なことである。それでは、その困難をどう乗り越えればよいのか。その指針は、地域からの視点をしっかりと据えて、歴史を捉えることであると思う。自分がよって立つ地域の歴史をしっかりと理解しようとする、地域史⇨郷土史の学習や、地域の歴史・文化にふれ、史資料や遺跡など文化財への理解を深めること

が、生徒の地域や社会へのアイデンティティを高めることになるのではないだろうか。

①旧幕府遊撃隊 慶応四年四月一日、江戸城は無血開城となった。しかし、これを不満とする旧幕府陸軍の遊撃隊伊庭八郎らは、

江戸を脱出、下総じょうそう請西藩藩主林忠崇ただからと「徳川將軍家救解」を唱

えて、新政府に対して挙兵し、房総各地を転戦し、閏四月一日、江戸湾を横断し真鶴に上陸、小田原藩等に挙兵を呼びかけ駿河から甲斐の各地を転戦し、五月、遊撃隊の先鋒部隊が箱根方面に進出し一九日には、箱根関所付近で小田原藩兵と戦闘したが、二〇日、小田原藩側が急遽遊撃隊と手を結び、遊撃隊とともに小田原に向かう途中、大総督府豆相軍監中井範五郎を殺害した。

②豆相軍監 慶応四年五月六日、東征大総督府は、沼津以東の関東を平定し、軍政下におくための役職として、大総督府参謀の下に軍監四名を置いた。その内の中井範五郎(鳥取藩)・三雲為一郎(佐土原藩)は豆相軍監として、伊豆・相模を管轄として、小田原に派遣された。

③藩主大久保忠礼への寛大なる処分と藩存続を願う運動 小田原市『小田原市史 通史編 近世』・小田原市立図書館『明治小田原町誌』上 山北町『山北町史 通史編』

④古文書 山北町『山北町史 史料編 近世』481

⑤「達書」 山北町『山北町史 史料編 近世』482

⑥「被仰渡候御ケ条」 山北町『山北町史 史料編 近世』485

⑦小田原藩 小田原藩藩政改革については、小田原市『小田原市

史 通史編 近世』を参照

⑧「此度富国強兵之御趣意」 山北町『山北町史 史料編 近世』491 この史料は山北町谷ケの武尾家文書の明治二年「御配付控帳」に記されており、「此度富国強兵之御趣意ヲ以当局御取建ニ相成候ニ付而者」と、藩の富国強兵策の一環として生産局設置され、炭など小田原産物の専売制が実施されることとなった。

⑨「覚」 山北町「山北町史 史料編 近世」493 この史料は 都夫良野村名主から西山家組合惣代名主である神繩村佐治兵衛に提出されたもので、都夫良野村で小前百姓が集会を開いたことの報告書で、六月に設置された生産方による炭の藩専売が、炭生産の小前農民たちにとって炭貫目改めの難儀や炭売値の値下がり等を引き起こし、農民にとって難渋なことであることが伝えられている。

⑩「藩規則」 山北町『山北町史 史料編 近世』498

⑪「御規則」 小田原市『小田原市史 史料編 近世Ⅰ藩政』296

⑫「郷中規則」 山北町『山北町史 史料編 近世』499

⑬「願書」 小田原市『小田原市史 史料編 近世Ⅰ藩政』257

⑭回答 小田原市『小田原市史 史料編 近世Ⅰ藩政』298

⑮説得 山北町『山北町史 史料編 近世』500・501

⑯詔書 東京堂出版『太政官日誌第五卷』太政官日誌明治四年第四十五号